

高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と西日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第3条中「(3)高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線(甲賀市から神戸市まで((仮称)甲賀土山インターチェンジを含む。))」を「(3)高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線(甲賀市から神戸市まで(甲賀土山インターチェンジを含む。))」に、「(15)高速自動車国道四国横断自動車道阿南中村線」を「(15)高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線」に、「(16)高速自動車国道四国横断自動車道内海大洲線」を「(16)高速自動車国道四国横断自動車道愛南大洲線」に改める。

第4条中「別紙1-97」を「別紙1-101」に改める。

第5条中「別紙1-97」を「別紙1-101」に改める。

第13条中「別紙1-97」を「別紙1-101」に改める。

別紙1-8を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線

(福井県小浜市岡津から福井県小浜市府中まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福井県小浜市岡津 から
福井県小浜市府中 まで

(ロ) 延長 11.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
福井県小浜市 岡津 から 福井県小浜市 府中 まで	80	11.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
福井県小浜市 岡津 から 福井県小浜市 府中 まで	2車線	4車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

 － メートル (土工部)

 － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
主要地方道小浜綾部線	福井県小浜市 岡津	立体接続	小浜西インターチェンジ
県道小浜上中線	福井県小浜市 府中	立体接続	小浜インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

54, 585 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 10 年 4 月 17 日
②工事の完成予定年月日 平成 24 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

48,871 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 46,938 百万円)(消費税込み)

別紙 1 - 9 1 を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

西日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 工事予算

88,131 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

89,011 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円(消費税込み))

(3) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額は、下記のとおりとする。
 ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。
 また、工事完成後は精算額としている。

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との 路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手 予定年月日	工事の完成 予定年月日				
中央自動車道 西宮線	滋賀県東近江市 木村町から滋賀 県東近江市横山 町まで	県道土山蒲 生近江八幡 線	滋賀県東近 江市木村町	立体接続	平成21年 9月5日	平成26年 3月30日	1,744百万円	2,087百万円	ー	本線 直結型
近畿自動車道 天理吹田線	奈良県生駒郡安 堵町大字岡崎から 奈良県大和郡山 市池沢町まで	県道天理斑 鳩線及び県 道大和郡山 広陵線	奈良県大和郡山市 椎木町及び奈良県 生駒郡安堵町大字 岡崎及び奈良県大 和郡山市池沢町	立体接続	平成21年 9月5日	平成26年 3月30日	2,148百万円	2,519百万円	ー	本線 直結型
中国縦貫自動車道	兵庫県姫路 市夢前町	市道置塩13 4号線	兵庫県姫路 市夢前町	立体接続	平成21年 9月5日	平成27年 9月30日	2,530百万円	3,017百万円	ー	本線 直結型

別紙 1

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との 接続位置及び接続の方法	他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手 予定年月日				
中国横断自動車道 岡山米子線	鳥取県西伯郡 伯耆町大字久古 から鳥取県西伯郡 伯耆町大字岸本 まで	町道岸本福 原線	鳥取県西伯郡 伯耆町大字久古 及び鳥取県西伯 郡伯耆町大字岸 本	立体接続	平成21年 9月5日	平成23年 6月30日	418百万円	548百万円	—	大山 PA
九州縦貫自動車道 鹿児島線	福岡県宮若 市下有木	主要地方道室 木下有木若宮 線及び市道寺 町田・大谷線	福岡県宮若 市下有木	立体接続	平成21年 9月5日	平成23年 6月30日	1,207百万円	1,364百万円	—	本線 直結型
九州縦貫自動車道 鹿児島線	熊本県八代 郡氷川町高 塚	町道吉本本 山線	熊本県八代 郡氷川町高 塚	立体接続	平成21年 9月5日	平成26年 3月30日	1,961百万円	2,309百万円	—	本線 直結型

別紙 1 - 9 7 の次に次の別紙を加える。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中国縦貫自動車道(勝央JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

岡山県美作市上相

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道374号	岡山県美作市上相	立体接続	勝央ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

726 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手予定年月日 | 平成 | 22年 | 4月 | 1日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 28年 | 3月 | 30日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

872 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

836 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線

(和歌山県御坊市野口から和歌山県田辺市稻成町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 和歌山県御坊市野口 から
和歌山県田辺市稲成町 まで

(ロ) 延 長 26.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
和歌山県御坊市 野口 から 和歌山県田辺市 稲成町 まで	80	26.9	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
和歌山県御坊市 野口 から 和歌山県田辺市 稲成町 まで	4車線	4車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.00	3.50	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.00	3.50	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

75,000 百万円(消費税込み)

(うち工事費 71,429 百万円(消費税込み))

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手予定年月日 平成 21 年 9 月 5 日
②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 30 日
(一部完成 平成24年度)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

83, 565 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線

(徳島県鳴門市撫養町木津から香川県高松市前田東町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 徳島県鳴門市撫養町木津 から
香川県高松市前田東町 まで

(ロ) 延 長 51.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
徳島県鳴門市撫養町木津 から 香川県さぬき市津田町鶴羽 まで	第1種第2級	道路構造令
香川県さぬき市津田町鶴羽 から 香川県高松市前田東町 まで	第1種第3級	道路構造令

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県鳴門市撫養町木津 から 香川県さぬき市津田町鶴羽 まで	100	36.2	
香川県さぬき市津田町鶴羽 から 香川県高松市前田東町 まで	80	15.6	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
徳島県鳴門市撫養町木津 から 香川県高松市前田東町 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設計区間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
		左側	計	左側	右側	計	
徳島県鳴門市撫養町 木津	土工(掘割)部分	—	—	2.50	1.25	3.75	
	トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
香川県さぬき市 津田町鶴羽	橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.25	3.75	
	橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.75	1.25	3.00	
香川県さぬき市 津田町鶴羽	土工(掘割)部分	—	—	2.50	1.00	3.50	
	トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
香川県高松市 前田東町	橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.00	3.50	
	橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	

(ト) 付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(チ) 中央帯の標準幅員

設 計 区 間	幅 員	摘 要
徳島県鳴門市撫養町木津 から 香川県さぬき市津田町鶴羽 まで	4. 50メートル(土工部) 4. 50メートル(橋梁部)	
香川県さぬき市津田町鶴羽 から 香川県高松市前田東町 まで	3. 00メートル(土工部) 3. 00メートル(橋梁部)	

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

68, 000 百万円(消費税込み)

(うち工事費 64, 762 百万円(消費税込み))

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手予定年月日 平成 21 年 9 月 5 日
②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 30 日
(一部完成 平成24年度)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

75,610 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

九州横断自動車道長崎大分線

(長崎県長崎市早坂町から長崎県長崎市中里町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州横断自動車道 長崎大分線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 長崎県長崎市早坂町 から
長崎県長崎市中里町 まで

(ロ) 延 長 11.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
長崎県長崎市 早坂町 から	80	11.3	
長崎県長崎市 中里町 まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
長崎県長崎市 早坂町 から 長崎県長崎市 中里町 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造物による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.00	3.50	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.00	3.50	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 —

(チ) 中央帯の標準幅員

2.00メートル (土工部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

40,000 百万円(消費税込み)

(うち工事費 38,095 百万円(消費税込み))

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手予定年月日 平成 21 年 9 月 5 日
②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

42,873 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第 5 条第 2 項関連)
(機構法第 13 条第 1 項第 3 号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	28,350百万円
H 1 9	27,473百万円
H 2 0	24,376百万円
H 2 1	26,121百万円
H 2 2	26,465百万円
H 2 3	31,856百万円
H 2 4	31,940百万円
H 2 5	34,430百万円
H 2 6	36,574百万円
H 2 7	38,277百万円
H 2 8	39,962百万円
H 2 9	40,416百万円
H 3 0	41,851百万円
H 3 1	42,108百万円
H 3 2	43,201百万円
H 3 3	41,757百万円
H 3 4	42,834百万円
H 3 5	43,704百万円
H 3 6	44,757百万円
H 3 7	45,950百万円
H 3 8	46,645百万円
H 3 9	47,704百万円
H 4 0	47,408百万円
H 4 1	48,375百万円
H 4 2	48,994百万円
H 4 3	49,933百万円
H 4 4	50,609百万円
H 4 5	50,340百万円
H 4 6	51,036百万円
H 4 7	50,991百万円
H 4 8	51,347百万円
H 4 9	51,577百万円
H 5 0	50,938百万円
H 5 1	51,266百万円
H 5 2	51,603百万円
H 5 3	51,720百万円
H 5 4	51,301百万円
H 5 5	51,471百万円
H 5 6	51,173百万円
H 5 7	51,245百万円
H 5 8	51,218百万円
H 5 9	52,127百万円
H 6 0	51,179百万円
H 6 1	52,141百万円
H 6 2	33,202百万円

上記記載の債務引受限度額については、平成22年度までの期間において、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 5 を次のとおり改める。

(協定第 8 条第 1 項関連)
(機構法第 13 条第 1 項第 6 号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

西日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
				うち盛土・切土・ のり面構造物等分	うち橋梁・ トンネル等分
H 1 8	499,925百万円	69,628百万円	332,649百万円	107,706百万円	224,943百万円
H 1 9	509,334百万円	76,047百万円	363,317百万円	117,636百万円	245,681百万円
H 2 0	502,022百万円	75,381百万円	360,133百万円	116,605百万円	243,528百万円
H 2 1	399,934百万円	58,960百万円	281,681百万円	91,203百万円	190,478百万円
H 2 2	398,489百万円	58,677百万円	280,328百万円	90,765百万円	189,563百万円
H 2 3	484,978百万円	71,509百万円	341,638百万円	110,616百万円	231,022百万円
H 2 4	496,537百万円	73,326百万円	350,318百万円	113,427百万円	236,891百万円
H 2 5	502,386百万円	73,855百万円	352,845百万円	114,245百万円	238,600百万円
H 2 6	503,742百万円	73,732百万円	352,259百万円	114,055百万円	238,204百万円
H 2 7	511,060百万円	74,598百万円	356,397百万円	115,395百万円	241,002百万円
H 2 8	507,757百万円	73,832百万円	352,736百万円	114,210百万円	238,526百万円
H 2 9	507,666百万円	73,742百万円	352,304百万円	114,070百万円	238,234百万円
H 3 0	571,387百万円	83,595百万円	399,380百万円	129,312百万円	270,068百万円
H 3 1	582,161百万円	85,253百万円	407,299百万円	131,876百万円	275,423百万円
H 3 2	590,212百万円	86,357百万円	412,574百万円	133,584百万円	278,990百万円
H 3 3	589,406百万円	86,452百万円	413,026百万円	133,730百万円	279,296百万円
H 3 4	591,605百万円	86,635百万円	413,902百万円	134,014百万円	279,888百万円
H 3 5	593,461百万円	86,790百万円	414,643百万円	134,254百万円	280,389百万円
H 3 6	590,243百万円	86,115百万円	411,419百万円	133,210百万円	278,209百万円
H 3 7	588,416百万円	85,633百万円	409,115百万円	132,464百万円	276,651百万円
H 3 8	589,463百万円	85,694百万円	409,405百万円	132,558百万円	276,847百万円
H 3 9	592,210百万円	85,960百万円	410,677百万円	132,970百万円	277,707百万円
H 4 0	589,689百万円	85,609百万円	408,998百万円	132,426百万円	276,572百万円
H 4 1	589,244百万円	85,384百万円	407,927百万円	132,079百万円	275,848百万円
H 4 2	587,658百万円	85,037百万円	406,266百万円	131,542百万円	274,724百万円
H 4 3	586,968百万円	84,778百万円	405,032百万円	131,142百万円	273,890百万円
H 4 4	581,979百万円	83,883百万円	400,755百万円	129,757百万円	270,998百万円
H 4 5	579,599百万円	83,549百万円	399,155百万円	129,239百万円	269,916百万円
H 4 6	577,166百万円	83,055百万円	396,795百万円	128,475百万円	268,320百万円
H 4 7	576,339百万円	82,926百万円	396,184百万円	128,277百万円	267,907百万円
H 4 8	572,004百万円	82,189百万円	392,660百万円	127,136百万円	265,524百万円
H 4 9	568,628百万円	81,618百万円	389,932百万円	126,253百万円	263,679百万円
H 5 0	566,417百万円	81,370百万円	388,749百万円	125,870百万円	262,879百万円
H 5 1	565,776百万円	81,216百万円	388,014百万円	125,632百万円	262,382百万円
H 5 2	560,505百万円	80,330百万円	383,780百万円	124,261百万円	259,519百万円
H 5 3	558,662百万円	80,019百万円	382,294百万円	123,780百万円	258,514百万円
H 5 4	555,964百万円	79,660百万円	380,577百万円	123,224百万円	257,353百万円
H 5 5	555,300百万円	79,527百万円	379,944百万円	123,019百万円	256,925百万円
H 5 6	551,021百万円	78,898百万円	376,939百万円	122,046百万円	254,893百万円
H 5 7	547,507百万円	78,327百万円	374,208百万円	121,162百万円	253,046百万円
H 5 8	545,699百万円	78,050百万円	372,884百万円	120,733百万円	252,151百万円
H 5 9	546,296百万円	78,000百万円	372,646百万円	120,656百万円	251,990百万円
H 6 0	542,646百万円	77,573百万円	370,607百万円	119,996百万円	250,611百万円
H 6 1	540,392百万円	77,063百万円	368,173百万円	119,208百万円	248,965百万円
H 6 2	148,571百万円	18,097百万円	86,459百万円	27,994百万円	58,465百万円

(注)第二名神の「抜本的見直し区間」については、主要な周辺ネットワークの供用後における交通状況等を見て、改めてその着工について判断することとし、それまでは着工しない。なお、当該区間を着工した場合に、45年以内の債務返済を確認するため、当該区間の貸付料を算出している。この場合、平成33年度以降貸付料が発生すると仮定している。

別紙 6 を次のとおり改める。

計画料金収入の額

西日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	643,757百万円
H 1 9	652,624百万円
H 2 0	644,959百万円
H 2 1	547,669百万円
H 2 2	554,368百万円
H 2 3	644,456百万円
H 2 4	657,909百万円
H 2 5	664,135百万円
H 2 6	668,202百万円
H 2 7	676,050百万円
H 2 8	673,069百万円
H 2 9	674,520百万円
H 3 0	739,755百万円
H 3 1	752,768百万円
H 3 2	761,611百万円
H 3 3	762,739百万円
H 3 4	764,472百万円
H 3 5	766,061百万円
H 3 6	763,514百万円
H 3 7	763,036百万円
H 3 8	762,556百万円
H 3 9	764,139百万円
H 4 0	761,559百万円
H 4 1	761,041百万円
H 4 2	760,522百万円
H 4 3	759,783百万円
H 4 4	754,946百万円
H 4 5	752,159百万円
H 4 6	749,370百万円
H 4 7	748,601百万円
H 4 8	743,791百万円
H 4 9	741,004百万円
H 5 0	738,214百万円
H 5 1	737,412百万円
H 5 2	732,634百万円
H 5 3	730,075百万円
H 5 4	727,511百万円
H 5 5	726,910百万円
H 5 6	722,387百万円
H 5 7	719,828百万円
H 5 8	717,265百万円
H 5 9	716,634百万円
H 6 0	712,141百万円
H 6 1	709,579百万円
H 6 2	249,871百万円

(注) 第二名神の「抜本的見直し区間」については、主要な周辺ネットワークの供用後における交通状況等を見て、改めてその着工について判断することとし、それまでは着工しない。なお、当該区間を着工した場合に、45年以内の債務返済を確認するため、当該区間の料金収入を算出している。この場合、平成33年度以降料金収入が発生すると仮定している。

別紙 7 を次のとおり改める。

別紙 7

(協定第11条関連)

(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

料金の額及びその徴収期間

1. 料金の額

(1) 料金の額

本申請書「1 高速道路の路線名」中(1)から(23)までに定める路線(以下「高速国道」という。)の料金の額については以下のとおりとする。

イ 対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

(イ) 対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間は、高速国道のうち、口の均一制を適用する区間以外の区間とする。

(ロ) 料金の額

イ) 利用距離に対して課する可変額部分

A 利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

区間 車種	区間		
	普通区間	大都市 近郊区間	関門 特別区間
軽自動車等	19.68	23.616	51.2
普通車	24.6	29.52	64.0
中型車	29.52	35.424	76.8
大型車	40.59	48.708	105.6
特大車	67.65	81.18	176.0

B 普通区間のうち、近畿自動車道松原那智勝浦線海南インターチェンジから有田インターチェンジまでの区間及び沖縄自動車道許田インターチェンジから石川インターチェンジまでの区間の利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

区間 車種	区間	
	近畿自動車道 松原那智勝浦線 海南インターチェンジから 有田インターチェンジまで	沖縄自動車道 許田インターチェンジから 石川インターチェンジまで
軽自動車等	31.488	16.784
普通車	39.36	20.98
中型車	47.232	25.176
大型車	64.944	34.617
特大車	108.24	57.695

C 100キロメートルを超える区間の利用に対しては、100キロメートルを超え、200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超える部分について30パーセントの割引を行う。

(注1) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-1の自動車の車種区分をいう(別に定める場合を除き、以下同じ。)

(注2) 上表において「普通区間」とあるのは、(イ)に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」及び「関門特別区間」以外の区間をいう(以下同じ。)

(注3) 上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別添2の区間をいう(以下同じ。)

(注4) 上表において「関門特別区間」とあるのは、関門自動車道の下関インターチェンジから門司港インターチェンジまでの区間をいう(以下同じ。)

ロ) 利用1回に対して課する固定額部分

利用1回に対して課する料金の額は、150円とする。

(ハ) 適用方法

イ) キロ程

A インターチェンジ相互間のキロ程は、別添3のとおりとする。ただし、供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。

B 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道1号及び478号(京滋バイパス)(以下「京滋バイパス」という。)、一般国道1号(第二京阪道路)(以下「第二京阪道路」という。)、一般国道2号(広島岩国道路)(以下「広島岩国道路」という。)、一般国道10号(椎田道路)(以下「椎田道路」という。)、一般国道10号(宇佐別府道路)(以下「宇佐別府道路」という。)、一般国道10号(隼人道路)(以下「隼人道路」という。)、一般国道42号(湯浅御坊道路)(以下「湯浅御坊道路」という。)又は本州四国連絡高速道路株式会社の管理する道路が介在し、これらの道路と高速国道とを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジの間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの高速国道のキロ程を通算したものとする。

C 周回走行が可能な区間(以下「ループ」という。)を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を加算したものとする。

ロ) インターチェンジ相互間の料金の計算額

インターチェンジ相互間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとする。

インターチェンジ相互間のキロ程 (単位：キロメートル)	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額 (単位：円)
100以下の場合	$L R + L 'n R 'n + 150$
100を超え、200以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L + L 'n})(L R + L 'n R 'n) + 150$
200を超える場合	$(0.7 + \frac{35}{L + L 'n})(L R + L 'n R 'n) + 150$

(注1) この表においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : イ(ロ)イ)Bに定める区間を除く普通区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'n : 大都市近郊区間(n1)、関門特別区間(n2)又はイ(ロ)イ)Bに定める区間(n3)のキロ程(単位：キロメートル)

R : イ(ロ)イ)Bに定める区間を除く普通区間1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

R'n : 大都市近郊区間(n1)、関門特別区間(n2)又はイ(ロ)イ)Bに定める区間(n3)の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

ハ) 消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税(以下「消費税及び地方消費税」という。)の転嫁並びに料金の単位

ロ)に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互間のキロ程に応じた額に1.05を乗じ、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ニ) 料金変更における激変緩和措置

A 平成7年4月9日以前に、別添4の(A)に掲げる額であった料金について、ロ)に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互間のキロ程に応じた額に1.03を乗じ、24捨25入により50円単位の端数処理を行った額(以下「調整額」という。)が(B)に掲げる料金の額以上となる場合には、イ)からハ)の規定にかかわらず(C)の額を適用するものとする。

B 調整額が500円以下で、かつ、上記算出方法によって得た料金の額が調整額を超える場合には、上記算出による額を調整額に据置くものとする。

ホ) インターチェンジ相互間の料金の額に係る調整

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、丙インターチェンジが存在する場合において、ロ)からニ)に定める方法により算出された甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額が、同様に算出された甲インターチェンジと丙インターチェンジ相互間の料金の額と、丙インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額との合算額を超えるときは、甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額は、その合算額とする。

へ) 料金算出方法の特例

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合における料金の額は、イ)により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ)からホ)に定める方法により算出した額とト)に定める当該相互間の料金の額との合計額とする。

ト) 料金の額の特例

津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの各区間の料金の額については、(ロ)及び(ハ)イ)からへ)の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

料金の徴収区間	料金の額(単位:円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
津田東インターチェンジ から 津田寒川インターチェンジ まで	150	200	200	300	500
津田東インターチェンジ から 志度インターチェンジ まで	250	300	350	500	850
津田東インターチェンジ から さぬき三木インターチェンジ まで	400	450	550	750	1,300
津田東インターチェンジ から 高松東インターチェンジ まで	450	550	650	900	1,500
津田寒川インターチェンジ から 志度インターチェンジ まで	100	150	150	200	350
津田寒川インターチェンジ から さぬき三木インターチェンジ まで	250	300	350	450	800
津田寒川インターチェンジ から 高松東インターチェンジ まで	300	350	450	600	1,000
志度インターチェンジ から さぬき三木インターチェンジ まで	150	150	200	250	450
志度インターチェンジ から 高松東インターチェンジ まで	200	250	300	400	700

チ) 複数経路の場合の料金算出の特例

A インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、2倍を超える経路を走行した場合にはイ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)及びへ)に定める方法により算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比を算出するに当たっては、インターチェンジ相互間に京滋バイパス、第二京阪道路、広島岩国道路、椎田道路、宇佐別府道路、隼人道路又は本州四国連絡高速道路株式会社の管理する道路が介在する場合には、イ)により算出されたキロ程に次表に掲げる距離を加算して行うものとし、各経路毎の料金の額を算出するに当たっては、ロ)からへ)に定める方法により算出した額と、京滋バイパス、第二京阪道路、広島岩国道路、椎田道路、宇佐別府道路又は隼人道路のうち、介在する区間の料金を加算して行うものとする。

上記にかかわらず、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間で、本州四国連絡高速道路株式会社の管理する道路一般国道28号及び同一般国道30号を連続して走行する場合(以下「連続走行」という。)における料金の額は、連続走行前におけるインターチェンジ相互間及び連続走行後におけるインターチェンジ相互間について、ロ)からへ)に定める方法によりそれぞれ算出した額の合算額とする。

道路名	区間	距離
京滋バイパス	瀬田東インターチェンジ から 久御山ジャンクションまで	20.8キロメートル

	久御山ジャンクションから 久御山淀インターチェンジまで	3.1キロメートル
第二京阪道路	久御山ジャンクションから 八幡ジャンクションまで	7.1キロメートル
広島岩国道路	廿日市ジャンクションから 大竹西ジャンクションまで	13.7キロメートル
椎田道路	豊津インターチェンジから 椎田南インターチェンジまで	8.9キロメートル
宇佐別府道路	宇佐インターチェンジから 速見インターチェンジまで	22.4キロメートル
隼人道路	加治木インターチェンジから 隼人東インターチェンジまで	6.1キロメートル
本州四国連絡高速道路の管理する道路 一般国道28号	神戸西インターチェンジから 鳴門インターチェンジまで	89.0キロメートル
本州四国連絡高速道路の管理する道路 一般国道30号	早島インターチェンジから 坂出インターチェンジまで	37.3キロメートル

B 山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジを通り、本州四国連絡高速道路株式会社の管理する道路一般国道30号早島インターチェンジから坂出インターチェンジ又は坂出北インターチェンジまでの区間を連続して通行する場合の山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジまでの区間の高速国道の料金の額は、ロ)からへ)及びAに定める方法により算出した四国横断自動車道阿南四万十線善通寺インターチェンジまでの区間の料金の額を上限とする。

ただし、四国縦貫自動車道、四国横断自動車道阿南四万十線及び四国横断自動車道愛南大洲線の各インターチェンジから山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジまでの区間の場合を除く。

リ) 周回走行の場合の料金算定の特例

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額はイ) Cのキロ程に基づきロ)、ハ)及びへ)に定める方法により算出された額に周回走行回数を乗じたものとする。

ヌ) 料金調整

A 通行止めに伴う料金調整

対距離制を適用する区間において、最初に高速国道に流入したインターチェンジをAインターチェンジ、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをBインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる高速国道への再流入インターチェンジをCインターチェンジ、高速国道に再流入した後の最終流出インターチェンジをDインターチェンジとし、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由としてA、B、C各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が、高速国道を順方向に走行し、Dインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したCインターチェンジとDインターチェンジまでの区間の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。ただし、料金調整後の料金の額が0円を下回る場合には、当該CインターチェンジとDインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。

(A) 対距離制を適用する区間の総延長が100キロメートル以下の区間の場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額から、一律150円を控除した額に料金調整する。

(B) 対距離制を適用する区間の総延長が100キロメートルを超える区間の場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額は、次の算式により算出する額に料金調整する。ただし、次の(C)に該当する場合は除く。

$$AD - (BD - CD) - AB$$

(C) 対距離制を適用する区間の総延長が100キロメートルを超える区間で、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図し

ていた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、AインターチェンジからBインターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ（以下「D'インターチェンジ」という。）にて流出を行う場合全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

$$|AD' - BD'| + CD' - AB$$

（注1）上記の算式において、AB、AD、BD、CD、AD'、BD'はそれぞれ次の値を表すものとする。

AB：AインターチェンジからBインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

AD：AインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

BD：BインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

CD：CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

AD'：AインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

BD'：BインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

CD'：CインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

（注2）（B）の場合において、 $BD < CD$ となる場合については、 $AD - AB$ により算出した額により料金調整を行う。

B 集中工事等に伴う料金調整

高速国道等の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項第6号に定める道路資産の貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道の料金を調整する場合には、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に届け出るものとする。

C 一般国道9号（江津道路）（以下「江津道路」という。）を併せて利用する場合の料金調整

中国横断自動車道広島浜田線の浜田ジャンクションから浜田インターチェンジまでの区間と江津道路の浜田ジャンクションから江津西インターチェンジ又は江津インターチェンジまでの区間を併せて通行する自動車の料金の額は浜田ジャンクションから浜田インターチェンジまでの区間を通行する自動車の料金の額から次表に掲げる額を差引いた額とする。

軽自動車等	150円
普通車	150円
中型車	150円
大型車	100円
特大車	100円

□ 均一制を適用する区間の料金の額

均一制を適用する区間及び1回の通行に係る料金の額は、次表のとおりとする。

路線名	料金の徴収区間	料金の額(単位:円)				
		軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
近畿自動車道 天理吹田線	天理インターチェンジから 香芝インターチェンジまで	300	400	400	550	900
	香芝インターチェンジから 松原インターチェンジ又は 長原インターチェンジまで	300	400	400	550	900
	松原インターチェンジから 吹田インターチェンジまで	400	500	500	750	1,150
近畿自動車道 松原那智勝浦線	長原インターチェンジから 岸和田和泉インターチェンジまで	400	500	500	750	1,150

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

京滋バイパスにおける各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

								瀬田東
							石山	
						南郷	150	250
					笠取			
				宇治東	150		350	450
			宇治西		200		450	500
		巨椋	100		300		500	600
	久御山 ジャンクション		150		350		550	650
	久御山							
久御山淀	100	100		200			650	700

ロ 普通車

								瀬田東
							石山	
						南郷	200	300
					笠取			
				宇治東	200		450	550
			宇治西		300		550	650
		巨椋	100		350		600	700
	久御山 ジャンクション		150		400		650	800
	久御山							
久御山淀	100	100		250			800	900

ハ 中型車

								瀬田東
							石山	
						南郷	200	350
					笠取			
				宇治東	250		550	650
			宇治西		350		650	800
		巨椋	100		400		750	850
	久御山 ジャンクション		150		500		800	950
	久御山							
久御山淀	100	150		300			950	1,100

二 大型車

								瀬田東
							石山	
						南郷	300	500
						笠取		
				宇治東	300		750	950
			宇治西		450		900	1,050
		巨椋	150		600		1,000	1,200
	久御山 ジヤカヨ		250		700		1,100	1,300
	久御山							
久御山淀	150	200		450		900	1,300	1,500

ホ 特大車

								瀬田東
							石山	
						南郷	500	800
						笠取		
				宇治東	550		1,250	1,550
			宇治西		750		1,450	1,800
		巨椋	200		950		1,650	2,000
	久御山 ジヤカヨ		400		1,150		1,850	2,150
	久御山							
久御山淀	250	300		700		1,450	2,150	2,500

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

第二京阪道路における各区間及び各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

A区間

イ 軽自動車等

					起点
				巨椋池	-
			久御山	150	200
		久御山南	-	-	-
	八幡東	150	200	200	250
京田辺松井	-	200	250	300	350

ロ 普通車

					起点
				巨椋池	-
			久御山	150	200
		久御山南	-	-	-
	八幡東	150	200	250	300
京田辺松井	-	250	300	350	400

ハ 中型車

					起点
				巨椋池	-
			久御山	150	200
		久御山南	-	-	-
	八幡東	150	250	300	350
京田辺松井	-	300	400	450	500

二 大型車

				巨椋池	起点
			久御山	150	250
		久御山南	-	-	-
	八幡東	150	300	400	500
京田辺松井	-	350	550	600	700

ホ 特大車

				巨椋池	起点
			久御山	200	350
		久御山南	-	-	-
	八幡東	200	500	650	800
京田辺松井	-	600	900	1000	1150

B 区間

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
350	450	500	700	1200

C 区間

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
350	450	550	750	1250

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) A区間とは、京都市伏見区向島大黒(起点)から京田辺市松井までの区間をいう。

B区間とは、京田辺市松井から交野市星田北までの区間をいい、B区間の自動車の車種毎の通行1回当たりの料金の額については、全線供用開始の日の前日までの間、軽自動車等200円、普通車200円、中型車250円、大型車300円、特大車400円とする。

C区間とは、交野市星田北から門真市大字葎島までの区間をいい、当該区間の料金の額については供用開始の日から適用する。

一般国道2号(第二神明道路)(以下「第二神明道路」という。)における各区間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

区間名	普通車	大型車	特大車
東側区間	200	300	700
西側区間	100	150	360

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

(注3) 上表の東側区間とは、神戸市須磨区月見山町三丁目から神戸市西区伊川谷町別府までの区間及び神戸市垂水区名谷町字入野から神戸市西区伊川谷町井吹までの区間を、西側区間とは、神戸市西区伊川谷町別府から明石市魚住町清水までの区間をいう。

広島岩国道路における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 普通車

			廿日市	
			廿日市ジャンクション	100
		大野	350	350
	大竹	350	700	700
大竹西	50	400	750	750

ロ 大型車

			廿日市	
			廿日市ジャンクション	150
		大野	500	500
	大竹	500	1,000	1,000
大竹西	100	600	1,100	1,100

ハ 特大車

			廿日市	
			廿日市ジャンクション	350
		大野	1,200	1,200
	大竹	1,200	2,400	2,400
大竹西	200	1,400	2,600	2,600

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

一般国道3号(南九州西回り自動車道(八代日奈久道路))(以下「八代日奈久道路」という。)における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

		日奈久
	八代南	150
八代ジャンクション	200	300

ロ 普通車

		日奈久
	八代南	200
八代ジャンクション	200	400

ハ 中型車

		日奈久
	八代南	250
八代ジャンクション	250	500

ニ 大型車

		日奈久
	八代南	300
八代ジャンクション	350	650

ホ 特大車

		日奈久
	八代南	500
八代ジャンクション	600	1,100

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西))(以下「鹿児島道路」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

			鹿児島西
		松元	150
		伊集院	250
	美山	250	500
市来	-	250	500

ロ 普通車

			鹿児島西
		松元	150
		伊集院	300
	美山	300	600
市来	-	300	600

ハ 中型車

			鹿児島西
		松元	200
		伊集院	350
	美山	400	750
市来	-	400	750

ニ 大型車

			鹿児島西
		松元	250
		伊集院	500
	美山	500	1,000
市来	-	500	1,000

ホ 特大車

			鹿児島西
		松元	450
		伊集院	850
	美山	850	1,700
市来	-	850	1,700

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道9号(安来道路)(以下「安来道路」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

		米子西
	安来	200
東出雲	350	500

ロ 普通車

		米子西
	安来	200
東出雲	450	650

ハ 中型車

		米子西
	安来	300
東出雲	500	800

ニ 大型車

		米子西
	安来	350
東出雲	700	1,050

ホ 特大車

		米子西
	安来	600
東出雲	1,200	1,800

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

江津道路における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

			浜田ジャンクション
		浜田東	100
	江津西	150	250
江津	150	300	400

ロ 普通車

			浜田ジャンクション
		浜田東	100
	江津西	200	300
江津	200	400	500

ハ 中型車

			浜田ジャンクション
		浜田東	150
	江津西	250	400
江津	200	450	600

ニ 大型車

			浜田ジャンクション
		浜田東	200
	江津西	350	550
江津	300	650	850

ホ 特大車

			浜田ジャンクション
		浜田東	350
	江津西	550	900
江津	500	1,050	1,400

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

椎田道路における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車種	普通車	大型車	特大車
料金の額	400	600	1,400

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

(注3) 高速国道東九州自動車道と接続された後の各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 普通車

			椎田南
		椎田	100
	築城	200	300
豊津	100	300	400

ロ 大型車

			椎田南
		椎田	150
	築城	300	450
豊津	150	450	600

ハ 特大車

			椎田南
		椎田	350
	築城	700	1,050
豊津	350	1,050	1,400

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

宇佐別府道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

				速見
			大分農業文化公園	150
		安心院	150	300
	院内	150	300	450
宇佐		250	400	550

ロ 普通車

				速見
			大分農業文化公園	200
		安心院	200	400
	院内	150	350	550
宇佐		300	500	700

八 中型車

				速 見
			大分農業文化公園	250
		安 心 院	250	500
	院 内	200	450	650
宇 佐		350	600	850

二 大型車

				速 見
			大分農業文化公園	350
		安 心 院	350	650
	院 内	250	600	900
宇 佐		500	850	1,150

ホ 特大車

				速 見
			大分農業文化公園	550
		安 心 院	550	1,100
	院 内	450	1,000	1,550
宇 佐		850	1,400	1,950

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道10号(日出バイパス)(以下「日出バイパス」という。)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金の額	250	300	350	500	850

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道10号(延岡南道路)(以下「延岡南道路」という。)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車 種	普通車	大型車	特大車
料金の額	250	400	900

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

隼人道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

		隼人東
	隼人西	100
加 治 木	100	200

ロ 普通車

		隼人東
	隼人西	150
加 治 木	150	250

八 中型車

		隼人東
	隼人西	150
加治木	150	250

二 大型車

		隼人東
	隼人西	200
加治木	200	400

ホ 特大車

		隼人東
	隼人西	350
加治木	350	700

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

高松東道路における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。ただし、四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用される前日までとする。

イ 軽自動車等

			さぬき三木	終 点
		志 度	150	200
	津田寒川	100	250	300
津田東	150	250	400	450

ロ 普通車

			さぬき三木	終 点
		志 度	150	250
	津田寒川	150	300	350
津田東	200	300	450	550

ハ 中型車

			さぬき三木	終 点
		志 度	200	300
	津田寒川	150	350	450
津田東	200	350	550	650

ニ 大型車

			さぬき三木	終 点
		志 度	250	400
	津田寒川	200	450	600
津田東	300	500	750	900

ホ 特大車

				終 点
			さぬき三木	
		志 度	4 5 0	7 0 0
	津田寒川	3 5 0	8 0 0	1 , 0 0 0
津田東	5 0 0	8 5 0	1 , 3 0 0	1 , 5 0 0

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 終点とは香川県木田郡三木町池戸をいう。

一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))(以下「京奈道路」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

					木 津
				山田川	100
			精華学研	100	200
		精華下狛	150	150	250
	田辺西	150	300	300	400
	田辺北	150	300	450	550
城 陽	100	150	300	450	550

ロ 普通車

					木 津
				山田川	100
			精華学研	100	200
		精華下狛	200	200	300
	田辺西	200	400	400	500
	田辺北	200	400	600	700
城 陽	100	200	400	600	700

ハ 中型車

					木 津
				山田川	100
			精華学研	100	200
		精華下狛	200	200	300
	田辺西	200	400	400	500
	田辺北	200	400	600	700
城 陽	100	200	400	600	700

ニ 大型車

					木 津
				山田川	150
			精華学研	150	300
		精華下狛	300	300	450
	田辺西	300	600	600	750
	田辺北	300	600	900	1050
城 陽	150	300	600	900	1050

ホ 特大車

						木 津
					山田川	300
				精華学研	300	600
			精華下狛	550	550	850
		田辺西	550	1100	1100	1400
	田辺北	550	1100	1650	1650	1950
城 陽	300	550	1100	1650	1650	1950

城陽～田辺北

原動機付自転車 軽 車 両 自 転 車
10

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」、「特大車」、「原動機付自転車」、「軽車両」及び「自転車」とあるのは、それぞれ別添1-2の自動車の車種区分をいう。

一般国道34号(長崎バイパス)(以下「長崎バイパス」という。)における各区間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車種		軽自動車等	普通車	大型車	特大車
区間					
全 線		250	410	620	1,450
一 部 線	A区間	150	260	410	940
	B区間	100	150	210	510

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-4の自動車の車種区分をいう。

(注3) A区間とは、長崎県諫早市多良見町市布(起点)から長崎市川平町(川平インターチェンジ)までを、B区間とは、長崎市川平町(川平インターチェンジ)から長崎市西山町4丁目(終点)までをいう。

湯浅御坊道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

					有 田
				有田南	
			湯 浅	50	100
		広 川		150	150
	広川南	150		250	300
	川 辺		250	350	400
御 坊			350	500	500

口 普通車

					有田南	有田
				湯浅	100	150
			広川		150	200
		広川南	150		300	350
	川辺		300		450	500
御坊			450		600	650

八 中型車

					有田南	有田
				湯浅	100	150
			広川		200	250
		広川南	200		400	450
	川辺		350		550	600
御坊			550		750	800

二 大型車

					有田南	有田
				湯浅	150	200
			広川		300	350
		広川南	250		550	600
	川辺		450		750	800
御坊			700		1,000	1,050

ホ 特大車

					有田南	有田
				湯浅	250	350
			広川		500	600
		広川南	400		900	1,000
	川辺		800		1,250	1,350
御坊			1,200		1,700	1,800

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道196号(今治・小松自動車道(今治小松道路))(以下「今治小松道路」という。)における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

			終 点
		いよ小松北	
	東予丹原	100	100
今治湯ノ浦	200	300	300

ロ 普通車

			終 点
		いよ小松北	
	東予丹原	100	100
今治湯ノ浦	300	350	400

ハ 中型車

			終 点
		いよ小松北	
	東予丹原	100	150
今治湯ノ浦	350	450	500

ニ 大型車

			終 点
		いよ小松北	
	東予丹原	150	200
今治湯ノ浦	450	600	650

ホ 特大車

			終 点
		いよ小松北	
	東予丹原	250	350
今治湯ノ浦	750	1,000	1,100

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 終点とは愛媛県西条市小松町妙口をいう。

一般国道478号(京都縦貫自動車道)(以下「京都縦貫自動車道」という。)における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

										丹波	
										園部	200
									八木西	-	-
								八木中	200	400	400
							八木東	-	-	-	-
					千代川	200	-	200	400	400	
				大井	150	350	-	350	550	550	
			亀岡	150	150	350	-	350	550	550	
		篠	200	200	200	400	-	400	600	600	
	沓掛	200	400	400	400	600	-	600	800	800	
	春日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	長岡京	200	-	450	650	650	650	850	-	850	1050
大山崎	100	250	-	500	700	700	700	900	-	900	1100

口 普通車

											丹波
										園部	250
									八木西	-	-
								八木中	250	500	500
							八木東	-	-	-	-
						千代川	250	-	250	500	500
					大井	200	450	-	450	700	700
				亀岡	200	200	450	-	450	700	700
			篠	250	250	250	500	-	500	750	750
		沓掛	250	500	500	500	750	-	750	1000	1000
	春日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	長岡京	250	-	550	800	800	800	1050	-	1050	1300
大山崎	100	300	-	600	850	850	850	1100	-	1100	1350

八 中型車

											丹波
										園部	300
									八木西	-	-
								八木中	300	600	600
							八木東	-	-	-	-
						千代川	300	-	300	600	600
					大井	250	550	-	550	850	850
				亀岡	250	250	550	-	550	850	850
			篠	300	300	300	600	-	600	900	900
		沓掛	300	600	600	600	900	-	900	1200	1200
	春日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	長岡京	300	-	650	950	950	950	1250	-	1250	1550
大山崎	100	350	-	700	1000	1000	1000	1300	-	1300	1600

二 大型車

											丹波
										園部	400
									八木西	-	-
								八木中	400	800	800
							八木東	-	-	-	-
						千代川	400	-	400	800	800
					大井	350	750	-	750	1150	1150
				亀岡	350	350	750	-	750	1150	1150
			篠	400	400	400	800	-	800	1200	1200
		沓掛	400	800	800	800	1200	-	1200	1600	1600
	春日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	長岡京	400	-	900	1300	1300	1300	1700	-	1700	2100
大山崎	150	500	-	1000	1400	1400	1400	1800	-	1800	2200

ホ 特大車

											丹波
										園部	700
									八木西	-	-
								八木中	700	1400	1400
							八木東	-	-	-	-
						千代川	700	-	700	1400	1400
					大井	550	1250	-	1250	1950	1950
				亀岡	550	550	1250	-	1250	1950	1950
			篠	700	700	700	1400	-	1400	2100	2100
		沓掛	700	1400	1400	1400	2100	-	2100	2800	2800
	春日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	長岡京	650	-	1550	2250	2250	2250	2950	-	2950	3650
大山崎	300	800	-	1650	2350	2350	2350	3050	-	3050	3750

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 大山崎とは京都府乙訓郡大山崎町字円明寺に設置するインターチェンジ及びジャンクションをいう。春日とは京都市西京区大枝西長町に、長岡京とは長岡京市下海印寺岸ノ下にそれぞれ設置するインターチェンジをいう。

(注3) 大山崎インターチェンジ・ジャンクション、春日インターチェンジ及び長岡京インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金については、大山崎インターチェンジ・ジャンクション、春日インターチェンジ及び長岡京インターチェンジの供用開始の日から適用する。

⑳一般国道481号(関西国際空港連絡橋)(以下「関西国際空港連絡橋」という。)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金の額	600	800	1,000	1,300	2,200

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 1回の通行とは、泉佐野市りんくう往来北から泉佐野市泉州空港北まで及び泉佐野市泉州空港北から泉佐野市りんくう往来北までの通行をいう。

㉑一般国道497号(西九州自動車道(武雄佐世保道路))(以下「武雄佐世保道路」という。)における各区間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

区間		普通車	大型車	特大車
全線		810	1,250	2,920
一部線	A区間	410	630	1,460
	B区間	200	310	730
	C区間	200	310	730

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

(注3) A区間とは、武雄市東川登町大字袴野から長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷までをいい、B区間とは、同県同郡同町折敷瀬郷から佐世保市木原町までをいい、C区間とは、同市木原町から同市大塔町までをいう。

㉒一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))(以下「佐世保道路」という。)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金の額	100	150	200	250	400

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(2) 割引制度

マイレージ割引

イ 割引をする自動車

ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

なお、上記にいう「ETCシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「ETCクレジットカード」は西日本高速道路株式会社との契約に基づきETCカード（省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程（平成20年12月1日。以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたETCカードを、「ETCパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう（以下同じ。）。

ロ 割引率

(イ) ポイントの付与

イ) 高速国道

料金の額50円毎に1ポイントを付与するものとする。

ロ) 本申請書「1 高速道路の路線名」中(24)から(46)までに定める路線（以下「一般有料道路」という。）

料金の額100円毎に1ポイントを付与するものとする。

ただし、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間については、料金の額50円毎に1ポイントを付与するものとする。

(ロ) ポイントによる割引

西日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
100ポイント	200円分
200ポイント	500円分
600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分

(ハ) 弾力的なポイントの付与及び割引

(イ)及び(ロ)に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に届け出るものとする。

大口・多頻度割引

イ 割引をする自動車

ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

なお、上記にいう「ETCコーポレートカード」は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「3会社」という。）が別に定める約款により本割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約

に基づいて3会社のいずれかに届出がなされた利用規程第3条第1号に規定する車載器（以下「車載器」という。）を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして3会社のいずれかから貸与されたETCカードをいう（以下同じ。）。

□ 割引率

（イ）車両単位割引

高速国道について、利用者の自動車1台毎の月間利用額（東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社（以下「2会社」という。）が管理する高速自動車国道における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	15パーセント
3万円を超える部分	20パーセント

（ロ）契約単位割引

高速国道について、イに定める契約に基づく利用者の月間利用額（2会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額（2会社が管理する高速自動車国道の自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）が3万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、10パーセントの割引を行う。

なお、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間は、イに定める契約に基づく利用者の月間利用額の合計が450万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が2万7千円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、5パーセントの割引を行う。ただし、上記10パーセントの割引を適用する利用者を除く。

ETC前納割引

イ 割引をする自動車

ETCクレジットカード（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

□ 割引率

割引率は14パーセント以下とする。

深夜割引

イ 割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。）。

□ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金及び別添6に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

ただし、平成20年10月14日から平成30年3月31日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）についての割引率は50パーセントとする（平成21年4月29日から平成23年3月31日までの間については休日についても割引率を50パーセントとする。）。

なお、本割引適用後の料金の額は（1）イ（イ）に定める対距離制を適用する区間（以下「対距離制区間」という。）、（1）ロに定める均一制を適用する各区間（以下「均一制区間」という。）又は別添6に掲げる各高速道路の別に算出する（対距離制区間のう

ち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。)こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位(長崎バイパス及び武雄佐世保道路については、4捨5入により、10円単位。)の端数処理を行うこととする。

八 その他

広島岩国道路、安来道路、江津道路及び湯浅御坊道路については平成30年3月31日まで本割引を適用する。今治小松道路については、平日は平成20年10月14日(平成20年11月10日までは高速国道と連続して通行する場合に限る。)から平成30年3月31日まで、休日は平成21年3月28日から平成30年3月31日まで本割引を適用する。京都縦貫自動車道については、平日は平成20年11月11日から平成30年3月31日まで、休日は平成21年3月28日から平成30年3月31日まで本割引を適用する。八代日奈久道路、鹿児島道路、椎田道路、宇佐別府道路、日出バイパス、延岡南道路、隼人道路、京奈道路、長崎バイパス、武雄佐世保道路及び佐世保道路については平成21年3月28日から平成30年3月31日まで本割引を適用する。第二京阪道路については平成21年3月28日から本割引を適用する。

通勤割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制区間等

対距離制区間又は別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路を含む100キロメートル以内の区間(距離の算出に当たっては、別添3に定めるインターチェンジ相互間のキロ程及び別添5に定める一般有料道路等のキロ程を用いるものとする。以下同じ。)を通行し(大都市近郊区間のみを除外する)、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車の本割引(2会社又は山口県道路公社が適用する通勤割引を含む。)の適用を1回受けた後、当該割引の適用を受けた一の間(午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。)に料金所を再度通行するときを除く。

なお、下表に定める場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に均一制区間、長崎バイパス、武雄佐世保道路又は佐世保道路を含む場合。
中央自動車道西宮線と京都縦貫自動車道を、中央自動車道西宮線の京都東インターチェンジから大山崎インターチェンジまでの間の各インターチェンジと京都縦貫自動車道の沓掛インターチェンジを經由し連続して通行する場合(京都縦貫自動車道のうち大山崎インターチェンジから沓掛インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。)
近畿自動車道敦賀線と京都縦貫自動車道を、近畿自動車道敦賀線の綾部ジャンクション(近畿自動車道敦賀線の綾部ジャンクションと京都府道路公社が管理する丹波綾部道路の京丹波わちインターチェンジ(京都府道路公社が管理する丹波綾部道路の京丹波わちインターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間の一部が供用した場合は、当該区間の端末のインターチェンジ。)を連続して通行する場合に限る。)と京都縦貫自動車道の丹波インターチェンジを經由し連続して通行する場合。
近畿自動車道松原那智勝浦線と一般国道165号及び166号(南阪奈道路)(以下「南阪奈道路」という。)を、近畿自動車道松原那智勝浦線の美原ジャンクションと南阪奈道路の羽曳野インターチェンジを經由し連続して通行する場合(大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路を連続して通行する場合に限る。)

<p>山陽自動車道吹田山口線と一般国道31号（広島呉道路）（以下「広島呉道路」という。）を、山陽自動車道吹田山口線の広島東インターチェンジから宮島スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>中国横断自動車道広島浜田線と広島呉道路を、中国横断自動車道広島浜田線の広島西風新都インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>広島岩国道路と広島呉道路を、広島岩国道路の廿日市インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>中国横断自動車道岡山米子線と安来道路を、中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと安来道路の米子西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>中国横断自動車道尾道松江線と安来道路を、中国横断自動車道尾道松江線の松江玉造インターチェンジと安来道路の東出雲インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>四国縦貫自動車道と四国横断自動車道愛南大洲線を、四国縦貫自動車道の大洲インターチェンジと四国横断自動車道愛南大洲線の大洲北只インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>九州縦貫自動車道鹿児島線と鹿児島道路を、九州縦貫自動車道鹿児島線の鹿児島インターチェンジと鹿児島道路の鹿児島西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>九州縦貫自動車道鹿児島線と椎田道路を、九州縦貫自動車道鹿児島線の小倉東インターチェンジを経由し連続して通行する場合（東九州自動車道のうち苅田北九州空港インターチェンジから豊津インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。）。</p>
<p>東九州自動車道と椎田道路を、東九州自動車道の苅田北九州空港インターチェンジ（東九州自動車道の行橋インターチェンジ供用の日からは同インターチェンジ。）を経由し連続して通行する場合（東九州自動車道のうち苅田北九州空港インターチェンジから豊津インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。）。</p>
<p>椎田道路と宇佐別府道路を、宇佐別府道路の宇佐インターチェンジを経由し連続して通行する場合（東九州自動車道のうち椎田南インターチェンジから宇佐インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。）。</p>
<p>九州縦貫自動車道鹿児島線と一般国道201号（八木山バイパス）を、九州縦貫自動車道鹿児島線の福岡インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>東九州自動車道と延岡南道路を、東九州自動車道の佐伯インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>東九州自動車道と延岡南道路を、東九州自動車道の西都インターチェンジ（東九州自動車道の門川インターチェンジから西都インターチェンジまで区間の一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。）を経由し連続して通行する場合（東九州自動車道のうち門川インターチェンジから西都インターチェンジまで全区間が供用する日の前日までに限る。）。</p>
<p>京滋バイパスと京奈道路を、京滋バイパスの巨椋インターチェンジ又は久御山インターチェンジと京奈道路の城陽インターチェンジを経由し連続して通行する場合（近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジから八幡ジャンクション間が供用した日以降は、近畿自動車道名古屋神戸線と京奈道路を、近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジと京奈道路の城陽インターチェンジを経由し連続して通行する場合とする。）。</p>

第二京阪道路と京奈道路を、第二京阪道路の八幡東インターチェンジと京奈道路の田辺北インターチェンジ又は第二京阪道路の枚方東インターチェンジと京奈道路の田辺西インターチェンジを経由し連続して通行する場合（近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジから八幡ジャンクション間が供用した日以降は、近畿自動車道名古屋神戸線と京奈道路を、近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジと京奈道路の城陽インターチェンジを経由し連続して通行する場合とする。）。

(ロ) (イ) 以外の区間

別添 6 のうち C に掲げる高速道路を通行し、かつ、午前 6 時から午前 9 時までの間又は午後 5 時から午後 8 時までの間に料金所を通行する E T C 車。

ただし、上記の自動車の本割引（2 会社又は山口県道路公社が適用する通勤割引を含む。）の適用を 1 回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前 6 時から午前 9 時までの間又は午後 5 時から午後 8 時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、下表に定める場合についての本割引の適用回数は 1 回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて 1 回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、鹿児島道路、京奈道路、京都縦貫自動車道、武雄佐世保道路又は佐世保道路を含む場合。

ロ 割引率

割引率は 50 パーセントとし、対距離制区間の通行料金並びに別添 6 のうち A、B 及び C に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添 6 のうち A、B 若しくは C に掲げる各高速道路の別に算出する（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。）こととし、それぞれの割引後の算出額に 50 円未満の端数が生じる場合には、24 捨 25 入により、50 円単位（長崎バイパス及び武雄佐世保道路については、4 捨 5 入により、10 円単位。）の端数処理を行うこととする。

なお、大都市近郊区間を含む対距離制区間の本割引適用後の料金の額は、上記による算出額を下回らない限りにおいて下記の計算式により算出された額とし、算出額に 50 円未満の端数が生じる場合には、24 捨 25 入により、50 円単位の端数処理を行うこととする。

$$\left((L R + L'1 R'1 + 150) \times 0.5 + L'2 R'2 \right) \times t$$

(注) 上記式において L、L'1、L'2、R、R'1、R'2 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : (1) イ(ロ)イ) B に定める区間を除く普通区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'1 : 関門特別区間又は (1) イ(ロ)イ) B に定める区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程 (単位: キロメートル)

R : (1) イ(ロ)イ) B に定める区間を除く普通区間の 1 キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

R'1 : 関門特別区間又は (1) イ(ロ)イ) B に定める区間の 1 キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

R'2 : 大都市近郊区間の 1 キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

t : 1.05 (消費税及び地方消費税の転嫁)

ハ その他

広島岩国道路、安来道路、江津道路、長崎バイパス及び湯浅御坊道路については平成 30 年 3 月 31 日まで本割引を適用する。八代日奈久道路、鹿児島道路、椎田道路、宇佐別府道路、日出バイパス、延岡南道路、隼人道路、京奈道路、今治小松道路、京都縦貫自動車道、武雄佐世保道路及び佐世保道路については平成 21 年 3 月 28 日から平成 30 年 3 月 31 日まで本割引を適用する。

通勤割引（距離制限緩和）

イ 割引をする自動車

高速国道又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる高速道路を通行し（大都市近郊区間のみ通行又は均一制区間の通行を除く。）、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車（平成23年4月1日から平成24年4月12日までの間については平日に通行する場合に限る。）。

ただし、上記の自動車が本割引（2会社が適用する通勤割引（距離制限緩和）又は山口県道路公社が適用する通勤割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に料金所を再度通行する場合を除く。

なお、イ（イ）又はイ（ロ）の表に定める場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

ロ 割引率

（イ）割引適用区間が100キロメートル以内の区間等

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金並びに別添6のうちA、B及びCに掲げる高速道路の通行料金を適用する。ただし、（ロ）又は（ハ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる各高速道路の別に算出する（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。）こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（長崎バイパス及び武雄佐世保道路については、4捨5入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

（ロ）割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間のキロ程並びに別添6のうちA及びBに掲げる各高速道路のキロ程を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の割引率は下記の計算式により算出するものとし、対距離制区間の通行料金並びに別添6のうちA及びBに掲げる高速道路の通行料金を適用する。ただし、（ハ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添6のうちA若しくはBに掲げる各高速道路の別に算出する（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。）こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$\{ 1 - (L + L'1 + L'2 - 50) \div (L + L'1 + L'2) \} \times 100 \text{ (単位：パーセント)}$$

（注）上記式においてL、L'1及びL'2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：（1）イ（ロ）イ）Bに定める区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関門特別区間又は（1）イ（ロ）イ）Bに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：別添6のうちA又はBに掲げる高速道路のキロ程（単位：キロメートル）

（ハ）大都市近郊区間を含む区間

イ）割引適用区間が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程並びに別添6のうちA及びBに掲げる各高速道路のキロ程を合算したキロ程が100キロメートル以内である甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、（イ）に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、（イ）の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.5 + L'2R'2) + 75) \times t + P + P'1 \times 0.5$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.5 + L'2R'2) + 75)$

× t 又は $P'1 \times 0.5$ の別に 50 円未満の端数が生じる場合には、24 捨 25 入により、50 円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a、L、L'1、L'2、P、P'1、R、R'1、R'2 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が 100 キロメートル以下の場合は 1。対距離制区間のキロ程が 100 キロメートルを超え、200 キロメートル以下の場合は、25 を対距離制区間のキロ程 (単位: キロメートル) で除し、0.75 を加算した値。

L : (1) イ(ロ)イ) B に定める区間又は四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'1 : 関門特別区間又は (1) イ(ロ)イ) B に定める区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程 (単位: キロメートル)

P : 別添 6 のうち D に掲げる高速道路の料金の額 (単位: 円)

P'1 : 別添 6 のうち A 又は B に掲げる高速道路の料金の額若しくは (1) イ(ハ)ト) に定める料金の額 (単位: 円)

R : (1) イ(ロ)イ) B に定める区間を除く普通区間の 1 キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

R'1 : 関門特別区間又は (1) イ(ロ)イ) B に定める区間の 1 キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

R'2 : 大都市近郊区間の 1 キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

t : 1.05 (消費税及び地方消費税の転嫁)

ロ) 割引適用区間が 100 キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程並びに別添 6 のうち A 及び B に掲げる高速道路のキロ程を合算したキロ程が 100 キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ) に定めるところにより (この場合、ただし書きは適用しない。) 算出した額を下回る場合には、(イ) の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times ((L R + L'1 R'1) \times (1 - d) + L'2 R'2) + 150 \times (1 - d)) \times t + P + P'1 \times (1 - d)$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L'1 R'1) \times (1 - d) + L'2 R'2) + 150 \times (1 - d)) \times t$ 又は $P'1 \times (1 - d)$ の別に 50 円未満の端数が生じる場合には、24 捨 25 入により、50 円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a、d、L、L'1、L'2、P、P'1、R、R'1、R'2 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が 100 キロメートル以下の場合は 1。対距離制区間のキロ程が 100 キロメートルを超え、200 キロメートル以下の場合は、25 を対距離制区間のキロ程 (単位: キロメートル) で除し、0.75 を加算した値。対距離制区間が 200 キロメートルを超える場合は、35 を対距離制区間のキロ程で除し、0.7 を加算した値。

d : (ロ) に定める計算式により算出した値を 100 で除した値。

L : (1) イ(ロ)イ) B に定める区間又は四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'1 : 関門特別区間又は (1) イ(ロ)イ) B に定める区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程 (単位: キロメートル)

P : 別添 6 のうち D に掲げる高速道路の料金の額 (単位: 円)

P'1 : 別添 6 のうち A 又は B に掲げる高速道路の料金の額若しくは (1) イ(ハ)ト) に定める料金の額 (単位: 円)

R : (1) イ(ロ)イ) B に定める区間を除く普通区間の 1 キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

R'1：関門特別区間又は(1)イ(ロ)イ)Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

t：1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

八 適用する期間

平成21年7月8日から平成24年4月12日までとする。

早朝夜間割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制区間等

大都市近郊区間若しくは別添6のうちDに掲げる高速道路の全部又は一部を含む100キロメートル以内の区間(近畿自動車道松原那智勝浦線の対距離制区間において、同路線の均一制区間の全部又は一部と連続して通行する場合に限り、岸和田和泉インターチェンジから一律10.1キロメートルを加算した100キロメートル以内の区間もこの区間に含めるものとする。)を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行するETC車。

(ロ) 均一制区間等

均一制区間又は別添6のうちEに掲げる高速道路を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、高速国道の通行料金並びに別添6のうちB、D及びEに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちB、D若しくはEに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

八 その他

湯浅御坊道路については平成30年3月31日まで本割引を適用する。京都縦貫自動車道のうち大山崎インターチェンジから篠インターチェンジまでの区間については京都縦貫自動車道の大山崎インターチェンジから沓掛インターチェンジまでの全区間が供用する日から平成30年3月31日まで本割引を適用する。第二京阪道路については平成21年3月28日から本割引を適用する。

平日夜間割引

イ 割引をする自動車

平日の午後10時から翌午前0時までの間(平成21年3月30日から平成23年3月31日までについては、平日の午前4時から午前6時までの間又は平日の午後8時から翌午前0時までの間。)に高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金及び別添6に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6に掲げる各高速道路の別に算出する(対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。)こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位(長崎バイパス及び武雄佐世保道路については、4捨5入により、10円単位。)の端数処理を行うこととする。

八 適用する期間

平成20年10月14日から平成30年3月31日までとする。

二 その他

今治小松道路については平成20年11月10日までは高速国道と連続して通行する場

合に限る。京都縦貫自動車道については平成20年11月11日から本割引を適用する。第二京阪道路、八代日奈久道路、鹿児島道路、椎田道路、宇佐別府道路、日出バイパス、延岡南道路、隼人道路、京奈道路、長崎バイパス、武雄佐世保道路及び佐世保道路については平成21年3月30日から本割引を適用する。

平日昼間割引

イ 割引をする自動車

高速国道又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げ高速道路を通行し(大都市近郊区間のみ通行又は均一制区間の通行を除く。)、かつ、平日の午前6時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ロ 割引率

(イ) 割引適用区間が100キロメートル以内の区間等

割引率は30パーセントとし、対距離制区間の通行料金並びに別添6のうちA、B及びCに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、(ロ)又は(ハ)を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる各高速道路の別に算出する(対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。)こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位(長崎バイパス及び武雄佐世保道路については、4捨5入により、10円単位。)の端数処理を行うこととする。

(ロ) 割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間のキロ程並びに別添6のうちA及びBに掲げる高速道路のキロ程を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の割引率は下記の計算式により算出するものとし、対距離制区間の通行料金並びに別添6のうちA及びBに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添6のうちA若しくはBに掲げる各高速道路の別に算出する(対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出することとする。)こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$\{1 - (L + L'1 + L'2 - 30) \div (L + L'1 + L'2)\} \times 100 \text{ (単位: パーセント)}$$

(注) 上記式においてL、L'1及びL'2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : (1) イ(ロ)イ) Bに定める区間を除く普通区間のキロ程(単位: キロメートル)

L'1: 関門特別区間又は(1) イ(ロ)イ) Bに定める区間のキロ程(単位: キロメートル)

L'2: 別添6のうちA又はBに掲げる高速道路のキロ程(単位: キロメートル)

(ハ) 大都市近郊区間を含む区間

イ) 割引適用区間が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程並びに別添6のうちA及びBに掲げる各高速道路のキロ程を合算したキロ程が100キロメートル以内である甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.7 + L'2R'2) + 105) \times t + P + P'1 \times 0.7$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.7 + L'2R'2) + 105) \times t$ 又は $P'1 \times 0.7$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注)上記式においてa、L、L'1、L'2、P、P'1、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。
- L : (1) イ(ロ)イ)Bに定める区間又は四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程(単位:キロメートル)
- L'1: 関門特別区間又は(1) イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程(単位:キロメートル)
- L'2: 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)
- P : 別添6のうちDに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)
- P'1: 別添6のうちA又はBに掲げる高速道路の料金の額若しくは(1) イ(ハ)ト)に定める料金の額(単位:円)
- R : (1) イ(ロ)イ)Bに定める区間を除く普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)
- R'1: 関門特別区間又は(1) イ(ロ)イ)Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)
- R'2: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)
- t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

ロ) 割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程並びに別添6のうちA及びBに掲げる各高速道路のキロ程を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - d) + L'2R'2) + 150 \times (1 - d)) \times t + P + P'1 \times (1 - d)$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - d) + L'2R'2) + 150 \times (1 - d)) \times t$ 又は $P'1 \times (1 - d)$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注)上記式においてa、d、L、L'1、L'2、P、P'1、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。
- d : (ロ)に定める計算式により算出した値を100で除した値。
- L : (1) イ(ロ)イ)Bに定める区間又は四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程(単位:キロメートル)
- L'1: 関門特別区間又は(1) イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程(単位:キロメートル)
- L'2: 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)
- P : 別添6のうちDに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)
- P'1: 別添6のうちA又はBに掲げる高速道路の料金の額若しくは(1) イ(ハ)ト)に定める料金の額(単位:円)
- R : (1) イ(ロ)イ)Bに定める区間を除く普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)
- R'1: 関門特別区間又は(1) イ(ロ)イ)Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

t：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

八 適用する期間

平成21年7月8日から平成23年3月31日までとする。

休日昼間割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制区間等

対距離制区間又は別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路を含む100キロメートル以内の区間を通行し（大都市近郊区間のみの通行を除く。）、かつ、休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車（広島岩国道路並びに東九州自動車道と接続し供用する日以降の椎田道路及び延岡南道路においては、別添1-1に掲げるイからへに該当する自動車とする。）。

ただし、上記の自動車が本割引（2会社が適用する休日昼間割引を含む。）の適用を2回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前9時から午後5時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、イ（イ）の表に定める場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

(ロ) (イ) 以外の区間

別添6のうちCに掲げる高速道路を通行し、かつ、休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

ただし、上記の自動車が本割引（2会社が適用する休日昼間割引を含む。）の適用を2回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前9時から午後5時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、イ（ロ）の表に定める場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金並びに別添6のうちA、B及びCに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる各高速道路の別に算出する（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。）こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（長崎バイパス及び武雄佐世保道路については、4捨5入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

なお、大都市近郊区間を含む対距離制区間の本割引適用後の料金の額は、上記による算出額を下回らない限りにおいて下記の計算式により算出された額とし、算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$\left((L R + L'1 R'1 + 150) \times 0.5 + L'2 R'2 \right) \times t$$

（注）上記式においてL、L'1、L'2、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：（1）イ（ロ）イ）Bに定める区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関門特別区間又は（1）イ（ロ）イ）Bに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

R：（1）イ（ロ）イ）Bに定める区間を除く普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1：関門特別区間又は（1）イ（ロ）イ）Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

八 適用する期間

平成20年10月14日から平成30年3月31日までとする。

二 その他

京都縦貫自動車道については平成20年11月15日から本割引を適用する。八代日奈久道路、鹿児島道路、椎田道路、宇佐別府道路、日出バイパス、延岡南道路、隼人道路、京奈道路、長崎バイパス、武雄佐世保道路及び佐世保道路については平成21年3月28日から割引を適用する。

休日特別割引

イ 割引をする自動車

休日、平成21年11月2日、平成22年2月12日、平成22年4月30日、平成22年9月24日、平成22年11月22日、平成22年12月24日及び平成23年1月3日に高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車(広島岩国道路並びに東九州自動車道と接続し供用する日以降の椎田道路及び延岡南道路においては、別添1-1に掲げるイからへに該当する自動車とする。)

ロ 割引率

(イ) 普通区間等

割引率は50パーセントとし、対距離制区間(大都市近郊区間を除く。)並びに別添6のうちA、B及びCに掲げる高速道路に適用する。ただし、(八)を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる各高速道路の別に算出する(対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。)こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位(長崎バイパス及び武雄佐世保道路については、4捨5入により、10円単位。)の端数処理を行うこととする。

ただし、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間における対距離制区間の上記算出後の額及び別添6のうちA及びBに掲げる各高速道路の上記算出後の額を合算した額又は別添6のうちCに掲げる各高速道路の上記算出後の額それぞれについて1,000円を超える場合は当該区間に係る本割引適用後の料金の額を1,000円とする。

(ロ) 大都市近郊区間等

午前0時から午前6時までの間又は午後10時から翌午前0時までの間に通行する場合の割引率は50パーセント、午前0時から午前6時までの間を除く時間帯及び午後10時から翌午前0時までの間を除く時間帯に通行する場合の割引率は30パーセントとし、対距離制区間(大都市近郊区間に限る。)、均一制区間及び別添6のうちD若しくはEに掲げる高速道路に適用する。ただし、(八)を適用する場合を除く。

なお、割引後料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちD若しくはEに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(ハ) 普通区間等と大都市近郊区間を共に含む区間

イ) 夜間

午前0時から午前6時までの間又は午後10時から翌午前0時までの間に通行する場合における甲インターチェンジと乙インターチェンジの間(対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれるものとする。)の本割引適用後の料金の額は、割引率を50パーセントとして対距離制区間並びに別添6のうちA、B及びDに掲げる高速道路に適用した算出額と、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでについて下記の計算式により算出した額とのいずれか低い額とする。

なお、割引率を50パーセントとした算出にあたっては、対距離制区間又は別添6の

うちA、B若しくはDに掲げる各高速道路の別に算出する(対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。)こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$aLR \times 0.5 \times t + 1000 + P \times 0.5$$

ただし、上記式において、 $aLR \times 0.5 \times t$ 又は $P \times 0.5$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注)上記式においてa、L、P、R及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

L : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちDに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

ロ) 昼間

午前0時から午前6時までの間を除く時間帯及び午後10時から翌午前0時までの間を除く時間帯に通行する場合における甲インターチェンジと乙インターチェンジの間(対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれるものとする。)の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式A及びBによりそれぞれ算出した額のうち低い額とする。ただし、下記の計算式A及びBによりそれぞれ算出した額のうちいずれか低い額が、イ)を適用したときの算出額を下回る場合には、イ)の定めにより算出した額と同額とする。

$$A \quad (a \times ((LR + L'R') \times 0.5 + L'R^2 \times 0.7) + 75) \times t + P \times 0.5 + P' \times 0.7$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'R') \times 0.5 + L'R^2 \times 0.7) + 75) \times t$ 、 $P \times 0.5$ 又は $P' \times 0.7$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$B \quad a'L'R^2 \times 0.7 \times t + 1000 + P' \times 0.7$$

ただし、上記式において、 $a'L'R^2 \times 0.7 \times t$ 又は $P' \times 0.7$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注)上記式においてa、a'、L、L'1、L'2、P、P'1、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

a' : 大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

L : (1) イ(ロ)イ)Bに定める区間又は四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'1 : 関門特別区間又は(1) イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちA又はBに掲げる高速道路の料金の額若しくは(1) イ(ハ)ト)に定める料金の額(単位:円)

P'1 : 別添6のうちDに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R : (1) イ(ロ)イ)Bに定める区間を除く普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'1：関門特別区間又は(1)イ(ロ)イ)Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

t：1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

(二)普通区間等の料金を合算する特例

次表に掲げる場合(二以上の場合に該当し得るときを含む。)におけるそれぞれの通行に係る本割引適用後の料金の額(下記A又はBに限る。)を合算した額が1,000円を超える場合は、これを1,000円とする。ただし、平成21年4月29日(次表のうち山陽自動車道吹田山口線と今治小松道路を連続して通行する場合又は山陽自動車道吹田山口線と四国縦貫自動車道を連続して通行する場合において、中国縦貫自動車道の作東インターチェンジ及び山陽自動車道吹田山口線の備前インターチェンジ以西のみの区間と四国縦貫自動車道の徳島インターチェンジ及び四国横断自動車道阿南四万十線の鳴門インターチェンジ以西のみの区間を通行する場合は平成21年3月28日)から西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより適用する。

A (イ)の定めにより算出した本割引適用後の料金の額。

B (ハ)イ)又はロ)の定めにより算出した本割引適用後の料金の額から下記の計算式により算出した額を差し引いた額。

$$aLRdt + Pd$$

ただし、上記式において、aLRdt又はPdの別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注)上記式においてa、d、L、P、R及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a：大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程(単位：キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

d：本割引適用後の料金の額を(ハ)イ)の定めにより算出した場合は0.5。本割引適用後の料金の額を(ハ)ロ)の定めにより算出した場合は0.7。

L：大都市近郊区間のキロ程(単位：キロメートル)

P：別添6のうちDに掲げる高速道路の料金の額(単位：円)

R：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

t：1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、均一制区間、長崎バイパス、武雄佐世保道路又は佐世保道路を含む場合。

中国横断自動車道岡山米子線と安来道路を、中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと安来道路の米子西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

中国横断自動車道岡山米子線と安来道路と中国横断自動車道尾道松江線を、中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと安来道路の米子西インターチェンジ及び安来道路の東出雲インターチェンジと中国横断自動車道尾道松江線の松江玉造インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

四国縦貫自動車道と四国横断自動車道愛南大洲線を、四国縦貫自動車道の大洲インターチェンジと四国横断自動車道愛南大洲線の大洲北只インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

近畿自動車道松原那智勝浦線と南阪奈道路を、近畿自動車道松原那智勝浦線の美原ジャンクションと南阪奈道路の羽曳野インターチェンジを経由し連続して通行する場合(大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路を連続して通行する場合に限る。)

九州縦貫自動車道鹿児島線と鹿児島道路を、九州縦貫自動車道鹿児島線の鹿児島インターチェンジと鹿児島道路の鹿児島西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

山陽自動車道吹田山口線と広島呉道路を、山陽自動車道吹田山口線の広島東インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合(広島高速道路公社が管理する高速1号線及び高速2号線の全区間が供用した日以降に広島高速道路公社が管理する高速1号線及び高速2号線を連続して通行する場合に限る。)

山陽自動車道吹田山口線と今治小松道路を、山陽自動車道吹田山口線の福山西インターチェンジ又は尾道インターチェンジと今治小松道路の今治湯ノ浦インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

山陽自動車道吹田山口線と四国縦貫自動車道を、山陽自動車道吹田山口線の福山西インターチェンジ又は尾道インターチェンジと四国縦貫自動車道の松山インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

八 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロ（イ）から（ハ）の定めにより本割引を適用して算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

二 適用する期間

平成21年3月28日から平成23年3月31日までとする。

特別区間等における割引

イ 割引をする自動車

E T C車。

ロ 割引額等

（イ）関門特別区間等

割引額は次表のとおりとし、（1）イ（ロ）イ）A及びBの表中に定める関門特別区間及び近畿自動車道松原那智勝浦線海南インターチェンジから有田インターチェンジまでの1キロ当たりの料金の額を減じるものとする。

（単位：円）

区間	関門特別区間	近畿自動車道 松原那智勝浦線 海南インターチェンジから 有田インターチェンジまで
車種		
軽自動車等	15.36	9.447
普通車	19.2	11.808
中型車	23.04	14.17
大型車	31.68	19.484
特大車	52.8	32.472

ただし、関門自動車道の下関インターチェンジから門司港インターチェンジ相互間のみを通行する場合には、次表の額（単位：円）を割引くものとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	50	50	50	150	250

（ロ）広島岩国道路における割引

割引率は30パーセントとし、広島岩国道路の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

八 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロ（イ）及び（ロ）の定めにより本割引（2会社が適用する特別区間等における割引を含む。）を適用して算出

した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

二 適用する期間

平成21年5月13日から平成30年3月31日までとする。

休日夜間割引

イ 割引をする自動車

次表に定めるインターチェンジを流出し、かつ、休日の午後10時から翌午前0時までの間に当該インターチェンジの料金所を通行するETC車。

中央自動車道西宮線	栗東インターチェンジから西宮インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
近畿自動車道名古屋神戸線	草津田上インターチェンジ
中国縦貫自動車道	中国吹田インターチェンジ
京滋バイパス	各インターチェンジ
第二京阪道路	起点から京田辺松井インターチェンジまでの各インターチェンジ
中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道	東京インターチェンジから裾野インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋関線	四日市東インターチェンジから亀山インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線	みえ川越インターチェンジ又はみえ朝日インターチェンジ

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金又は別添6のうちA、B若しくはDに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添6のうちA、B若しくはDに掲げる各高速道路の別に算出する（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。）こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

八 適用する期間

平成21年4月4日から平成23年3月31日までとする。

第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引

イ 割引をする自動車

中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジ又は中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋関線の亀山インターチェンジを流出し、かつ、午後11時から翌午前0時までの間に当該インターチェンジの料金所を通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金並びに別添6のうちA、B若しくはDに掲げる各高速道路の通行料金に適用する。

ただし、平成30年3月31日までの平日の前日についての割引率は50パーセントとする（平成21年4月29日から平成23年3月31日までの間については休日の前日についても割引率を50パーセントとする。）。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添6のうちA、B若しくはDに掲げる各高速道路の別に算出する（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。）こととし、それぞれの割引後

の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成21年4月1日から平成30年3月31日までとする。

近畿自動車道天理吹田線等における乗継利用割引

イ 割引をする自動車

第二京阪道路のB区間又はC区間と近畿自動車道天理吹田線の門真ジャンクションから東大阪ジャンクションまでの区間及び阪神高速道路株式会社が管理する大阪府道高速大阪東大阪線を連続して通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、近畿自動車道天理吹田線の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

第二京阪道路の全線供用の日から平成30年3月31日までとする。

近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引

イ 割引をする自動車

大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路及び近畿自動車道松原那智勝浦線の美原ジャンクションから松原ジャンクションまでの間を連続して通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、近畿自動車道松原那智勝浦線の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成21年5月13日から平成30年3月31日までとする。

第二京阪道路連続利用割引

イ 割引をする自動車

第二京阪道路の起点、巨椋池インターチェンジ、久御山南インターチェンジ、京滋バイパスの笠取インターチェンジ、宇治西インターチェンジ又は久御山淀インターチェンジと第二京阪道路のC区間までの相互間を連続して通行するETC車。

ロ 割引額

イに定める通行について、次表の額(単位:円)を割引く。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	150	250	350	500	1000

ただし、第二京阪道路の起点と第二京阪道路のC区間までの相互間を通行する場合の割引額(単位:円)は次表のとおりとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	250	350	450	650	1300

ハ 適用する期間

第二京阪道路の全線供用の日から平成30年3月31日までとする。

中央自動車道西宮線、近畿自動車道天理吹田線、京滋バイパス及び第二京阪道路ネットワーク利用割引(以下「ネットワーク割引」という。)

イ 割引をする自動車

中央自動車道西宮線の大山崎ジャンクション以東の各インターチェンジと近畿自動車道天理吹田線の各インターチェンジ相互間を、第二京阪道路を利用し連続して通行するETC車。

ロ 割引額

イに定める通行をする場合において、中央自動車道西宮線の大山崎ジャンクション以東の各インターチェンジと第二京阪道路の門真ジャンクション間の料金を中央自動車道西宮線の大山崎ジャンクション以東の各インターチェンジと中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジ間の料金と同額にする。

ただし、第二京阪道路の起点、巨椋池インターチェンジ、京滋バイパスの笠取インターチェンジ、宇治西インターチェンジ又は久御山淀インターチェンジと第二京阪道路の門真ジャンクション間を相互に連続して通行する場合について、本割引を適用する場合の料金の額が第二京阪道路連続利用割引を適用する場合の料金の額に比べて高い場合、中央自動車道西宮線の大山崎ジャンクション以東の各インターチェンジと中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジ間の料金を第二京阪道路連続利用割引を適用した場合の料金と同額とする。

八 適用する期間

第二京阪道路の全線供用の日から平成30年3月31日までとする。

南阪奈道路、南阪奈有料道路及び近畿自動車道松原那智勝浦線と併せて利用する場合のETC連続利用割引（以下「ETC連続利用割引」という。）

イ 割引をする自動車

南阪奈道路の葛城インターチェンジから羽曳野東インターチェンジまでの区間において流出入し、大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路を全線利用し、かつ、近畿自動車道松原那智勝浦線美原ジャンクションから松原ジャンクションまでの全区間を連続して通行するETC車。

なお、当該ETC連続利用割引については、上記の自動車について、南阪奈道路及び南阪奈有料道路において同様のETC連続利用割引の適用を受けている場合に限る。

ロ 割引率

通行区分	割引率
羽曳野東インターチェンジにおいて流出入した場合	約7パーセント
太子インターチェンジにおいて流出入した場合	約10パーセント
葛城インターチェンジにおいて流出入した場合	20パーセント

沖縄自動車道特別割引

イ 割引をする自動車

沖縄自動車道を通行する全自動車（駐留軍公用車両を除く）。

ロ 割引適用後の料金の額

別添7のとおりとする。

八 適用する期間

平成21年4月1日から平成23年3月31日までとする。

②1 障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

（イ） 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

（ロ） 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法

施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき西日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をとともに使用する場合に限る。

□ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

⑳乗合型自動車（定期路線）割引

イ 割引をする自動車

高速国道を通行する別添1-1に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね80パーセント以上に停車する自動車で、かつ、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車。

□ 割引率

割引率は30パーセントとする。

㉑休日バス割引

イ 割引をする自動車

休日に高速道路（関西国際空港連絡橋を除く。）を通行する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員1人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車（3会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための3会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。）。

□ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

平成21年7月4日から平成23年3月31日までとする。

㉒平成21年度お盆期間特別割引（ ）

イ 割引をする自動車

高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車（広島岩国道路においては、別添1-1に掲げるイからへに該当する自動車とする。）。

□ 割引率

1.(2) □に定める割引率を適用する。

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

1.(2) 八に定める特例を適用する。

二 適用する期間

平成21年8月6日、平成21年8月7日、平成21年8月13日及び平成21年8月14日。

㉔平成21年度お盆期間特別割引()

イ 割引をする自動車

高速道路(関西国際空港連絡橋を除く。)を通行する自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。)のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車(3会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための3会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。)

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

八 適用する期間

平成21年8月6日、平成21年8月7日、平成21年8月13日及び平成21年8月14日。

㉕平成21年度お盆期間特別割引()

イ 割引をする自動車

高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車のうち、中型車(広島岩国道路においては、別添1-1に掲げるトからリに該当する自動車。)、大型車又は特大車。

ただし、椎田道路、延岡南道路及び武雄佐世保道路においては、別添1-3に掲げるイからヨに該当する自動車とし、長崎バイパスにおいては、別添1-4に掲げるニからヨに該当する自動車とする。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、高速国道の通行料金及び別添6に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位(長崎バイパス及び武雄佐世保道路については、4捨5入により、10円単位。)の端数処理を行うこととする。

八 適用する期間

平成21年8月3日から平成21年8月5日まで、平成21年8月10日から平成21年8月12日まで、平成21年8月17日及び平成21年8月18日とする。

㉖乗合型自動車回数券割引

イ 割引をする自動車

当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために第二神明道路、鹿児島道路、安来道路、長崎バイパス、京都縦貫自動車道、武雄佐世保道路又は佐世保道路を通行する別添1-1、別添1-3又は別添1-4に掲げる乗合型自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

八 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

⑳通学割引

イ 割引をする車両

京奈道路において、別添 1 - 2 に掲げる自転車のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校に在学するものが、通学のために通行するもの。

ロ 割引率

割引率は 50 パーセント以下とする。

㉑割引相互間の適用関係

イ から 及び㉑並びに㉒及び㉓に定める割引のうち 2 以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ロ から㉓に定める割引相互間の重複適用関係は別添 8 のとおりとする。

㉒企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

(3) 高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

(4) 西日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連続して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

(1) イ(イ)に定める区間と他の会社が管理する高速自動車国道（均一制区間を除く）を連続して通行する場合の料金の額は、(1) イ(ハ)イ) A に定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の 1 キロメートル当たりの料金の額を適用し、当該通行を 1 回の利用としたうえで、高速道路を管理する各会社が道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 3 条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

(5) その他

インターチェンジ等の名称に変更がある場合には、事前に届け出るものとする。

2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成62年8月15日までとする。

3. 実施時期

イ この料金の額及びその徴収期間の1.(1) イの(ハ)中、イ)B、へ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)、1.(2) の口及びハ、 の口及びハ、 口の(イ)、(ロ)及び(ハ)のイ)、ロ)、 の口、 口の(イ)、(ロ)及び(ハ)のイ)、ロ)、 の口、 口の(イ)、(ハ)のイ)及びロ)、 の口、 の口並びに別添3に掲げる四国横断自動車道阿南四万十線については、四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用開始の日から実施し、当該区間が供用される前日までは従前の許可のとおりとする。

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	コ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	ク 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	コ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	ク 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）
軽車両等	レ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車
	ロ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両
	リ 自転車	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に掲げる自転車

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗車定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車（普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であって当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ワ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	ヨ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（チ又はルに該当するものを除く。）

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗車定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車 （普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者として西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車 又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車で車軸数の合計が2のものとのけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ワ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（チ及びルに該当するものを除く。）
	カ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	コ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）

大都市近郊区間

路線名	区間
中央自動車道 西宮線	大津インターチェンジから 西宮インターチェンジまで
近畿自動車道 名古屋神戸線	宇治田原インターチェンジから 川西インターチェンジまで
中国縦貫自動車道	中国吹田インターチェンジから 西宮北インターチェンジまで

別添 4

変更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
200	300	250
250	350	300
300	400	350
350	500	450
400	550	500
450	600	600
500	650	650
550	750	750
600	800	800
650	850	850
700	950	950
750	1,000	1,000
800	1,050	1,050
850	1,150	1,150
900	1,200	1,200
950	1,250	1,250
1,000	1,300	1,350
1,050	1,400	1,400
1,100	1,450	1,450
1,150	1,500	1,500
1,200	1,600	1,600
1,250	1,650	1,650
1,300	1,700	1,700
1,350	1,800	1,800
1,400	1,850	1,850
1,450	1,900	1,900
1,500	1,950	2,000
1,550	2,050	2,050
1,600	2,100	2,100
1,650	2,150	2,200
1,700	2,250	2,250

変更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
1,750	2,300	2,300
1,800	2,350	2,400
1,850	2,450	2,450
1,900	2,500	2,500
1,950	2,550	2,600
2,000	2,600	2,650
2,050	2,700	2,700
2,100	2,750	2,800
2,150	2,800	2,850
2,200	2,900	2,900
2,250	2,950	3,000
2,300	3,000	3,050
2,350	3,100	3,100
2,400	3,150	3,200
2,450	3,200	3,250
2,500	3,250	3,300
2,550	3,350	3,400
2,600	3,400	3,450
2,650	3,450	3,500
2,700	3,550	3,600
2,750	3,600	3,650
2,800	3,650	3,700
2,850	3,750	3,800
2,900	3,800	3,850
2,950	3,850	3,900
3,000	3,900	4,000
3,050	4,000	4,050
3,100	4,050	4,100
3,150	4,100	4,150
3,200	4,200	4,250
3,250	4,250	4,300
3,300	4,300	4,350

別添 6

A	一般国道2号(広島岩国道路)
	一般国道3号(南九州西回り自動車道(八代日奈久道路))
	一般国道9号(江津道路)
	一般国道10号(椎田道路)(高速自動車国道東九州自動車道と接続し供用する日以降とする。)
	一般国道10号(宇佐別府道路)
	一般国道10号(日出バイパス)
	一般国道10号(延岡南道路)(高速自動車国道東九州自動車道と接続し供用する日以降とする。)
	一般国道10号(隼人道路)
	一般国道11号(高松東道路)(四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用される前日まで)
	一般国道196号(今治・小松自動車道(今治小松道路))
B	一般国道42号(湯浅御坊道路)
	一般国道478号(京都縦貫自動車道)のうち大山崎インターチェンジから篠インターチェンジまでの区間
C	一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西))
	一般国道9号(安来道路)
	一般国道10号(椎田道路)(高速自動車国道東九州自動車道と接続し供用する日の前日までとする。)
	一般国道10号(延岡南道路)(高速自動車国道東九州自動車道と接続し供用する日の前日までとする。)
	一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))
	一般国道34号(長崎バイパス)
	一般国道478号(京都縦貫自動車道)のうち篠インターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間
	一般国道497号(西九州自動車道(武雄佐世保道路))
	一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))
D	一般国道1号(京滋バイパス)
	一般国道1号(第二京阪道路)のうちA区間及びB区間
	一般国道478号(京滋バイパス)
E	一般国道1号(第二京阪道路)のうちC区間

別添 7

区間	割引後の料金の額（単位：円）				
	軽自動車 等	普通車	中型車	大型車	特大車
那覇インターチェンジ から西原インターチェンジ まで	150	200	200	250	350
那覇インターチェンジ から北中城インターチェンジ まで	250	300	300	400	650
那覇インターチェンジ から沖縄南インターチェンジ まで	300	400	450	600	900
那覇インターチェンジ から沖縄北インターチェンジ まで	400	500	550	750	1,150
那覇インターチェンジ から石川インターチェンジ まで	500	600	750	950	1,550
那覇インターチェンジ から屋嘉インターチェンジ まで	550	700	750	1,050	1,650
那覇インターチェンジ から金武インターチェンジ まで	600	750	850	1,150	1,850
那覇インターチェンジ から宜野座インターチェンジ まで	700	850	1,000	1,350	2,200
那覇インターチェンジ から許田インターチェンジ まで	800	1,000	1,150	1,600	2,550
西原ジャンクションから西原インターチェンジ まで	150	150	150	200	250
西原ジャンクションから北中城インターチェンジ まで	250	250	300	350	550
西原ジャンクションから沖縄南インターチェンジ まで	300	350	400	500	800
西原ジャンクションから沖縄北インターチェンジ まで	400	450	500	700	1,050
西原ジャンクションから石川インターチェンジ まで	500	600	700	900	1,400
西原ジャンクションから屋嘉インターチェンジ まで	500	600	750	950	1,550
西原ジャンクションから金武インターチェンジ まで	600	700	850	1,100	1,750
西原ジャンクションから宜野座インターチェンジ まで	700	800	950	1,300	2,100
西原ジャンクションから許田インターチェンジ まで	750	950	1,100	1,500	2,450
西原インターチェンジ から北中城インターチェンジ まで	150	200	200	250	400
西原インターチェンジ から沖縄南インターチェンジ まで	250	300	300	450	650
西原インターチェンジ から沖縄北インターチェンジ まで	300	400	450	600	900
西原インターチェンジ から石川インターチェンジ まで	450	500	600	800	1,300
西原インターチェンジ から屋嘉インターチェンジ まで	500	600	700	850	1,400
西原インターチェンジ から金武インターチェンジ まで	550	650	750	1,000	1,600
西原インターチェンジ から宜野座インターチェンジ まで	650	750	900	1,200	1,950
西原インターチェンジ から許田インターチェンジ まで	750	900	1,050	1,400	2,300
北中城インターチェンジ から沖縄南インターチェンジ まで	150	200	200	250	350
北中城インターチェンジ から沖縄北インターチェンジ まで	250	300	300	400	600
北中城インターチェンジ から石川インターチェンジ まで	350	400	500	650	1,000
北中城インターチェンジ から屋嘉インターチェンジ まで	400	450	550	700	1,100
北中城インターチェンジ から金武インターチェンジ まで	450	550	650	850	1,300
北中城インターチェンジ から宜野座インターチェンジ まで	550	700	750	1,050	1,650
北中城インターチェンジ から許田インターチェンジ まで	650	800	900	1,250	2,000
沖縄南インターチェンジ から沖縄北インターチェンジ まで	150	200	200	250	300
沖縄南インターチェンジ から石川インターチェンジ まで	300	300	300	500	700
沖縄南インターチェンジ から屋嘉インターチェンジ まで	300	350	400	550	850

沖縄南インターチェンジ から金武インターチェンジ まで	400	450	450	700	1,050
沖縄南インターチェンジ から宜野座インターチェンジ まで	500	600	600	850	1,400
沖縄南インターチェンジ から許田インターチェンジ まで	600	700	750	1,100	1,750
沖縄北インターチェンジ から石川インターチェンジ まで	200	250	250	300	500
沖縄北インターチェンジ から屋嘉インターチェンジ まで	250	300	300	400	600
沖縄北インターチェンジ から金武インターチェンジ まで	300	350	400	550	850
沖縄北インターチェンジ から宜野座インターチェンジ まで	400	500	550	750	1,150
沖縄北インターチェンジ から許田インターチェンジ まで	500	600	700	950	1,500
石川インターチェンジ から屋嘉インターチェンジ まで	150	150	150	150	200
石川インターチェンジ から金武インターチェンジ まで	150	150	150	250	400
石川インターチェンジ から宜野座インターチェンジ まで	300	300	300	450	750
石川インターチェンジ から許田インターチェンジ まで	400	450	450	700	1,150
金武インターチェンジ から宜野座インターチェンジ まで	150	150	150	250	400
金武インターチェンジ から許田インターチェンジ まで	300	300	300	450	750
宜野座インターチェンジ から許田インターチェンジ まで	150	150	150	250	450
喜舎場スマートインターチェンジ から北中城インターチェンジ まで	150	150	-	-	-
喜舎場スマートインターチェンジ から西原インターチェンジ まで	200	250	-	-	-
喜舎場スマートインターチェンジ から西原ジャンクションまで	250	300	-	-	-
喜舎場スマートインターチェンジ から那覇インターチェンジ まで	300	300	-	-	-

注1) 通行止めによって高速自動車国道の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となるインターチェンジで途中流出を行い当該経路の終点となるインターチェンジから再び流入して高速自動車国道を順方向に走行した自動車が出発証明書を提出した場合、再流入後に利用した区間の料金の額は、上表に掲げる割引後の料金の額から全車種一律100円を控除したものとする。

()、平成21年度お盆期間特別割引()及び平成21年度お盆期間特別割引()を指すものとし、縦と横の交差の記号が、 は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	E T C 連続利用割引、近畿自動車道天理吹田線等における乗継利用割引、近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引、第二京阪道路連続利用割引、ネットワーク割引、沖縄自動車道特別割引
2	深夜割引、通勤割引、通勤割引(距離制限緩和)、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、障害者割引、平成21年度お盆期間特別割引()、平成21年度お盆期間特別割引()
3	乗合型自動車(定期路線)割引、休日バス割引、平成21年度お盆期間特別割引()
4	マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C 前納割引

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 2 1 年 8 月 1 0 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

西日本高速道路株式会社
代表取締役会長 石 田 孝